

チマイベツ川水系河川整備基本方針

平成 23 年 6 月

北 海 道

チマイベツ川水系河川整備基本方針

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
2. 河川の整備の基本となるべき事項	4
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	4
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	4
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る 川幅に関する事項	5
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため 必要な流量に関する事項	5
(参考図)	
チマイベツ川水系流域概要図	6

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

チマイベツ川は、その源を北海道室蘭市の北部に位置する室蘭岳(911m)に発し、室蘭市と伊達市の境界を南から西に向きを変えながら貫流し、平行に流れる支川ペトトル川を河口付近で合流させ太平洋に注ぐ、流域面積 16.6km²、幹川流路延長 11.2km の二級河川である。

河川名の由来には諸説があるが、一説ではアイヌ語の「チ・マ・イペ」(我ら・焼いた・魚)が、チマイペツ、チマイベツと転訛したものであると言われており、「焼いて乾かした鮭」をさしている。

流域内の土地利用は、流域の約 95%が山地であるが、農業を主な産業として、中下流域の丘陵地は採草地、平地部は水田として利用されている。また、海岸沿いと流域の中央を横断して JR 室蘭本線及び道央自動車道が走り、近年においては、国道 37 号沿いを中心に宅地化が進んでいる。下流域には西胆振地域一般廃棄物処理施設がある。

治水事業については、チマイベツ川や支川ペトトル川で、豪雨による出水で河岸が決壊した際などに、積みブロック護岸による災害復旧工事が部分的に行われてきた。

昭和 48 年 8 月には浸水面積 47ha、浸水家屋 47 戸、昭和 56 年 8 月には浸水面積 35ha、浸水家屋 45 戸の甚大な洪水被害が発生したことから、これを契機として、昭和 62 年より改修事業に着手し、現在に至っている。

河川水の利用については、農業用水として約 16ha の耕地のかんがいに利用されているほか、室蘭市の水道用水として約 0.19m³/s、養魚用水として約 0.02m³/s、利用されている。

河川空間の利用については、チマイベツ川では平成 9 年より毎年、室蘭漁業協同組合が地元の子供たちとサケの稚魚放流を行っており、ペトトル川では、近隣小学校の授業やイベントで、川遊びや水生昆虫の観察が行われている。また、上流域には、室蘭岳山麓総合公園などの散策空間があり、室蘭岳への登山ルートの一部としても親しまれている。

流域の気候は、内浦湾^{うちうらわん}に面していることから海水の影響を受け、夏冬の温度差や最深積雪量は内陸に比べ少なく、比較的温和な気候で、年平均気温は約 8℃である。年間降水量は約 1,200mm と道内の平均的な降水量となっている。

流域の地質は、上流域は、第四紀更新世の室蘭岳火山群による火山性岩石であり、山頂から源流部までは安山岩質岩石からなる室蘭岳溶岩、その下流は火山角礫岩及び凝灰角礫岩からなる室蘭岳集塊岩である。中下流域は、礫・砂・粘土からなる氾濫原堆積物で構成されている。

上流域には、ササ - ダケカンバ群落、エゾイタヤ - シナノキ群落を主体とした森林に、エゾリスやエゾアカネズミなど多くの動物が生息し、オオタカやハイタカなどの猛禽類が飛翔している。

中流域では、平地に広がる畑地と山地の境を蛇行して流れる川の中を、ヤマメ（サクラマス）やニジマス、カンキョウカジカなどが泳ぎ、それらを狙うカワセミなどの鳥類が生息している。河畔林は主にハンノキ群落で、河床は砂礫で構成され、秋には砂礫底を利用したサケの産卵床が、道央道下流に設置されている治山ダムまでの広い範囲で多数みられる。

下流域では、畑地や水田が広がり、春季にはオオジシギなどの鳥類が飛来する。河畔林は主にヤナギ林で、河岸にはヨシ群落やスゲ群落がみられる。感潮域ではヌマチチブ、アシシロハゼなどの魚類が生息し、秋にはサケが群れをなして川をのぼる姿がみられる。

水質については、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定を受けていないが、平成 12 年度の調査によると、河口や国道橋や道道橋など中下流域の主要な地点において、BOD(75%)値が 0.8mg/l 以下と環境基準の AA 類型相当となっており、良好な水質である。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針は、水害の発生状況、河川整備の現状、河川の利用の状況ならびに河川環境を考慮するとともに、既存の利水施設等の機能維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、次のとおりとする。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、チマイベツ川流域の社会・経済的な重要度や道内の他河川とのバランスを図りつつ、チマイベツ川は河道の拡幅等により河積を拡大させ、ペトル川はチマイベツ川へ抜ける放水路の整備を行うことにより、計画規模の降雨による洪水の安全な流下を図り、沿川地域の家屋、農地等を防御するものとする。

整備途中段階における施設能力以上の洪水や計画規模を上回るような洪水に対しては、水防管理者等の関係機関に対して河川情報等の確実な伝達やハザードマップ作成等の支援を行うなどして、関係機関や住民と連携を図りながら洪水被害の軽減に努めるものとする。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、かんがい用水、水道用水、養魚用水として利用されている実態を踏まえ、今後とも健全な水循環の確保の観点から、利水者や関係機関と連携を図りながら、適正かつ合理的な水利用が図られるよう努めるものとする。また、今後、水量・水質の把握に努め、多数の魚類が生息している流域の良好な水環境の保全が図られるように努めるものとする。

河川環境の整備と保全に関しては、自然環境や河川の利用状況等について、必要に応じて調査を実施し、豊かな川の流れに育まれてきた多様な動植物の生息・生育環境の整備と保全に努めるものとする。また、河川改修の実施にあたっては地域の意見を踏まえつつ、治水上支障のない限り河畔林の保全を行うなど、治水と環境が調和した後世に残すべき良好な河川環境となるよう努めるものとする。

景観については、周辺に広がる田園風景と河川が総合的に融和するよう、親しみやすい川づくりを行い、美しい農村景観が保たれるよう努める。なお、実施にあたっては、時間の経過を考慮して、周辺の景観になじむよう施設の配置、形態・材料・色彩などの選定に努める。

河川の維持管理については、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等の総合的な観点から、適切な実施に努めるものとする。また、河川に関する情報を地域住民に幅広く提供、共有することなどにより、河川管理者と地域住民との連携、河川に対する愛護精神の育成、環境教育の支援並びに住民参加による河川管理が図られるよう努めるものとする。

なお、以上の実施にあたっては、地域住民や各分野の専門家の意見を踏まえながら、河川の総合的な保全と利用に努めるものとする。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水ピーク流量は、昭和48年8月の既往洪水を考慮して、チマイベツ川では第2チマイベツ橋基準地点において160m³/sとし、全量を河道へ配分する。

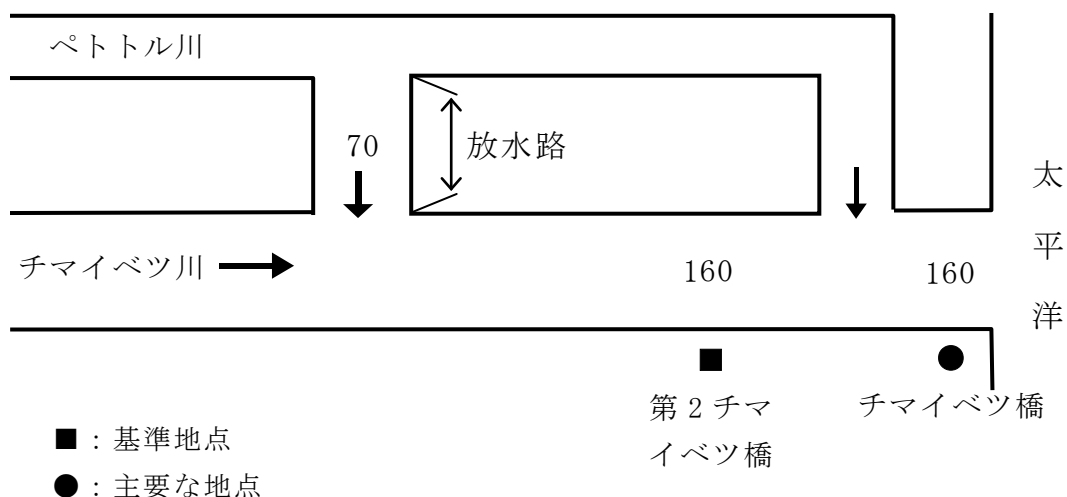
基本高水のピーク流量等一覧表

(単位：m³/s)

河川名	基準地点名	基本高水ピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
チマイベツ川	第2チマイベツ橋	160	—	160

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、チマイベツ川は、第2チマイベツ橋基準地点において160m³/sとする。



計画高水流量配分図 (単位：m³/s)

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は、次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P(m)	川幅 (m)
チマイベツ川	第2チマイベツ橋	0.76	+4.10	26
チマイベツ川	チマイベツ橋	0.09	+2.83	27

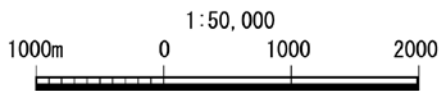
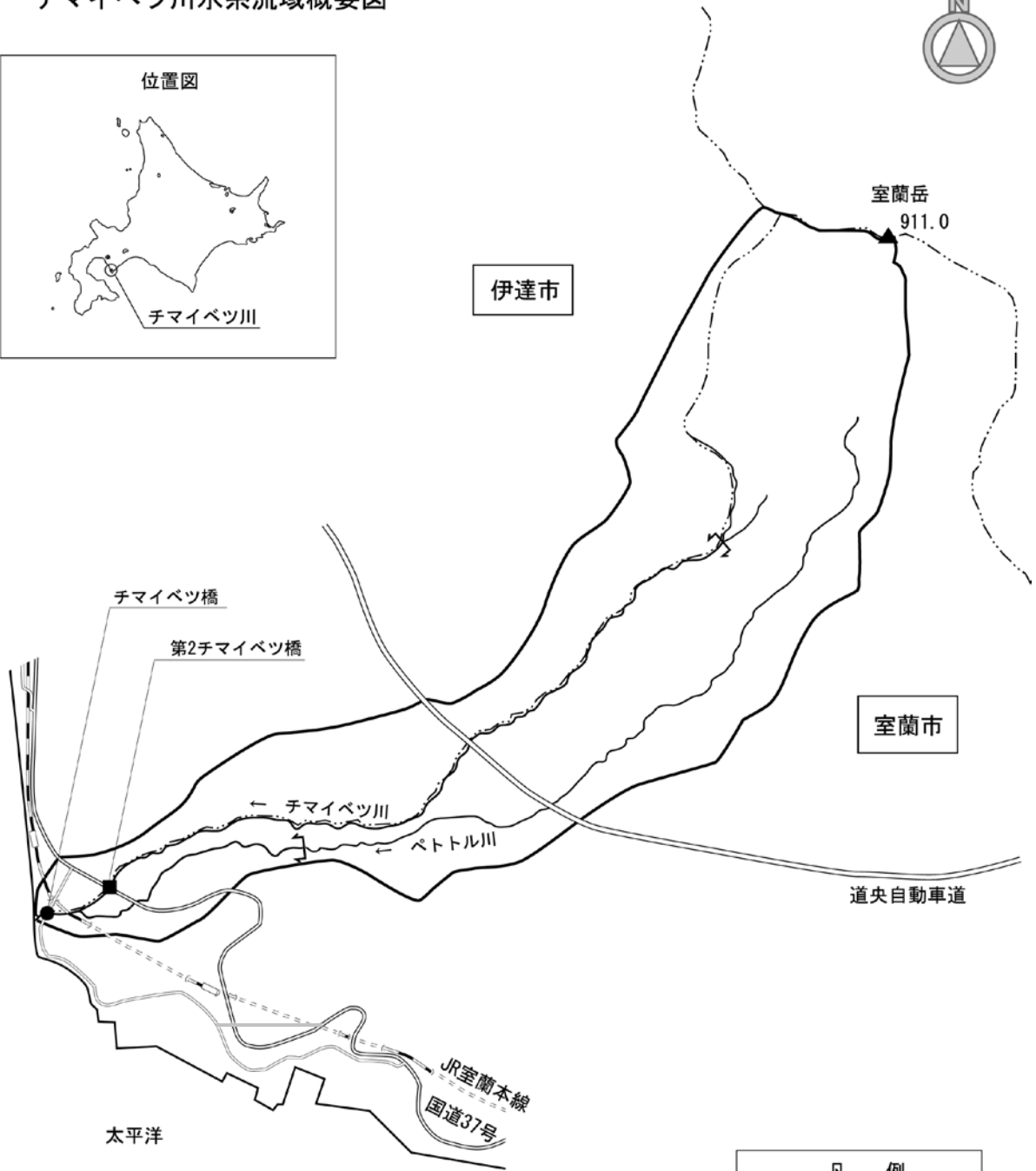
(注) T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

チマイベツ川における水利用としては、かんがい用水として約 0.07m³/s、水道用水として約 0.19m³/s、養魚用水として約 0.02m³/s が利用されており、過去に渇水被害が生じた事例はない。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、今後、流況等の把握を行い、利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、定めるものとする。

チマイベツ川水系流域概要図



凡 例	
■	基準地点
●	主要な地点
—	流域界
---	市町村界
⌞	法 区 間